

治水事業等に関する提言

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 台風・豪雨等の気象災害対策の推進

(1) 土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や気象観測体制の強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じるとともに、土砂災害対策の推進について十分な支援措置を講じること。

(2) 全国の河川関係施設や土砂災害防止施設、ため池などの総点検を早期に実施するとともに、施設の整備や補修等に必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

さらに、都市自治体が管理する河川の改修及び老朽化対策等に係る財政措置を拡充すること。

(3) 計画規模を超える降雨を想定した内水浸水対策の抜本的な強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。

また、排水機場及び排水ポンプ車の増強などによる排水処理体制の強化措置を併せて講じること。

(4) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、採択要件の緩和など財政措置を充実すること。

(5) 土砂災害法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了するとともに、都市自治体を実施する避難所等の防災体制の整備及び補強に係る支援を充実すること。

また、土砂災害警戒区域等の住宅等の改修・移転等に対する支援制度を充実するとともに、移転に伴う開発行為の要件を緩和すること。

(6) 民間事業者による水防活動の円滑化に資するため、民間施設への雨水貯留施設の設置に係る税制優遇措置の拡充など事業者に対する支援を拡充すること。

2. 河川等の水質改善及び自然環境の保全・再生を図るとともに、水辺の交流拠点整備や沿川地域間の交流など、河川空間の親水性・利便性向上に資する事業を推進すること。

3. ダム整備等に関する支援

(1) 建設計画のあるダムを早期に完成させること。

また、国の政策転換などによってダム事業が中止となる場合は、代替となる地域振興策や治水・湧水対策事業の実施など適切に対応すること。

(2) 特定多目的ダムの整備に係る利水者負担金を軽減するとともに、完成後に要する維持管理費及び国有資産等所在市町村交付金の納付金が、基本計画の変更によって事業費が増嵩した場合に過剰な負担増とならないよう必要な措置を講じること。

4. 都道府県の収入となっている流水占用料等については、河川流域の都市自治体が置かれている状況を踏まえ、法改正により当該都市自治体への財源配分が可能となるよう制度を見直すこと。

5. 大規模自然災害の被災地における復旧・復興

(1) 大規模自然災害の被災地における河川管理施設等の災害復旧を推進するとともに、被災自治体に対する財政措置を拡充すること。

また、激甚災害が発生した地域における再度災害防止対策を集中的に実施すること。

(2) 大規模自然災害の被災地においては、公共土木施設災害復旧事業の採択要件に該当せず復旧作業に支障を来している事象が見受けられることから、災害時における住民の安全・安心の確保は行政の責務であることを十分踏まえ、同事業の採択に当たっては柔軟かつ弾力的に行うこと。

(3) 平成30年7月豪雨では、8ダムにおいて、異常洪水時防災操作を実施したが、気候変動の影響等により今後も施設規模を上回る豪雨の発生が懸念されることから、効果的なダムの防災操作について十分な検討を行うとともに、そうした事態に備え、流下能力向上やダムの容量拡大などの再度災害防止対策を緊急に実施すること。

また、発災時において、ダムの操作に関わるより有効な情報提供や住民周知のあり方について、国、都道府県、電力会社等のダム管理者と流域の都市自治体が、平常時から相互理解と連携を深めるネットワークを構築すること。